

マイナンバー制度の概要と 企業における実務と対応について

制度導入に向け私たちが準備すべきことは何か



【内閣府大臣官房番号制度担当室資料より】

◎AG社労士事務所

特定社会保険労務士 古見 明子

太田アカウンティンググループ

株式会社GEN

社員数:3名
公認会計士2名

- ・会計スペシャリストの適材適所への配置を経営理念として、人材や会計専門家の紹介を展開

株式会社ビジコム

社員数:20名

米国公認会計士1名 税理士3名 社労士3名
公認会計士試験合格者 2名 A.F.P 2名
公認内部監査人1名 内部監査士1名
第1種衛生管理者1名 第2種衛生管理者1名
宅地建物取引1名

- ・組織開発/人材育成/研修企画/A. I. ミーティング運営
- ・内部統制改善支援、内部監査支援
- ・社内不正に対するリスクマネジメント
- ・会計業務改善支援

OAG監査法人

社員数:7名
公認会計士6名 システム監査技術者1名
社会保険労務士1名 中小企業診断士1名

- ・法定監査(金融商品取引法・会社法・学校法人監査・その他)
- ・任意監査(株式公開準備監査・システム監査)
- ・その他のサービス(財務調査・J-SOX運用支援システム化業務改善支援)

OAG税理士法人

代表社員・税理士 太田孝昭
社員数:東京114名 大阪13名
東京WEST24名 埼玉15名 福岡6名
税理士47名 公認会計士2名
中小企業診断士1名
不動産鑑定士1名 宅地建物取引12名

- ・税理士業(税務、会計、経営、国際税務)に関する全般



株式会社経理秘書

(小林税務会計事務所)

社員数:28名

税理士3名 公認会計士試験合格者1名
・経理業務のアウトソーシング受託
・経理・財務専門の人材紹介、紹介予定派遣
・相続コンサルティング、遺産整理業務
・不動産の売買・葬儀社紹介

参速思企業管理諮詢有限公司 (中国広州市)

社員数5名 中国公認会計士1名
・日系企業税務会計コンサル業務
・中国企業のDD業務
・会計事務所の顧問先仕訳業務

株式会社OAGコンサルティング

社員数:12名

- ・事業再生支援、資産組替え、不動産有効活用コンサル
- ・再生計画支援、中期事業計画策定支援、会計による見える化、M&Aアドバイザー業務、事業承継支援、後継者育成支援
- ・企業/商材/人材マッチング
- ・税務リスクマネジメント

株式会社福祉総研

社員数:12名
社労士1名

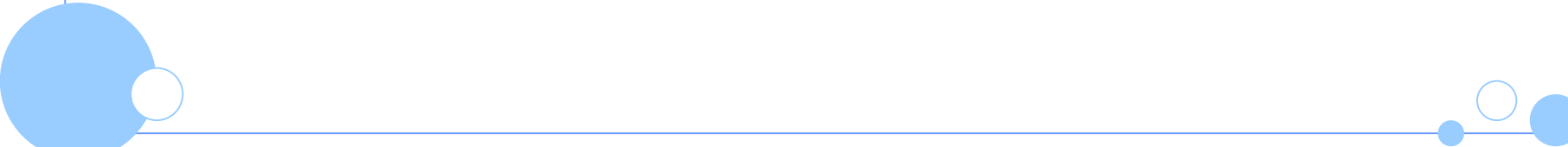
- ・福祉に関する総合ソリューションカンパニー
- ・福祉事業経営に関するコンサルテーション
- ・社会福祉法人の経営支援

OAG社労士事務所

社労士3名

- ・就業規則作成、労務相談から給与計算、社会保険手続、年金相談、裁定請求まで人事労務を幅広くサポート

- 総合福祉研究会
- 特定非営利法人 福祉総合評価機構
- 一般社団法人AAP



マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度とは？

■マイナンバー制度

住民票を有する全ての人に一人一番号の**マイナンバー**：
個人番号(12桁)を割り当て、氏名、住所、生年月日等の
個人情報、その番号で管理する「**共通番号制度**」。

平成27年10月以降、市区町村から住民票の住所宛に個人
番号が記載された「**通知カード**」が送られてきます。

※**平成28年1月以降、税・社会保障・災害対策**の分野で
行政機関に提出する書類にマイナンバーを記載すること
が必要になります。

マイナンバー制導入背景

マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

情報漏えいを防ぐために

個人の番号管理

- むやみにマイナンバーを他人に提供しない
- マイナポータル（情報提供ネットワークシステム）の利用で自分の特定個人情報について誰がなぜ照会し、また誰がその情報を提供したのかを確認できるようにする

企業の番号管理

- 利用範囲を限定して従業員からマイナンバーの提供を受ける
- 【番号確認】と【本人確認】をセットで厳格に行う
- 従業員から取得した番号の管理体制を整える

情報漏えいを防ぐために

法律の番号管理

- マイナンバー利用範囲の制限（税・社会保障・災害対策）
- 番号法は個人情報保護法より更に厳しい保護措置を上乗せしており、罰則規定も強化
- 第三者機関（特定個人情報保護委員会）による監視・監督

システムの番号管理

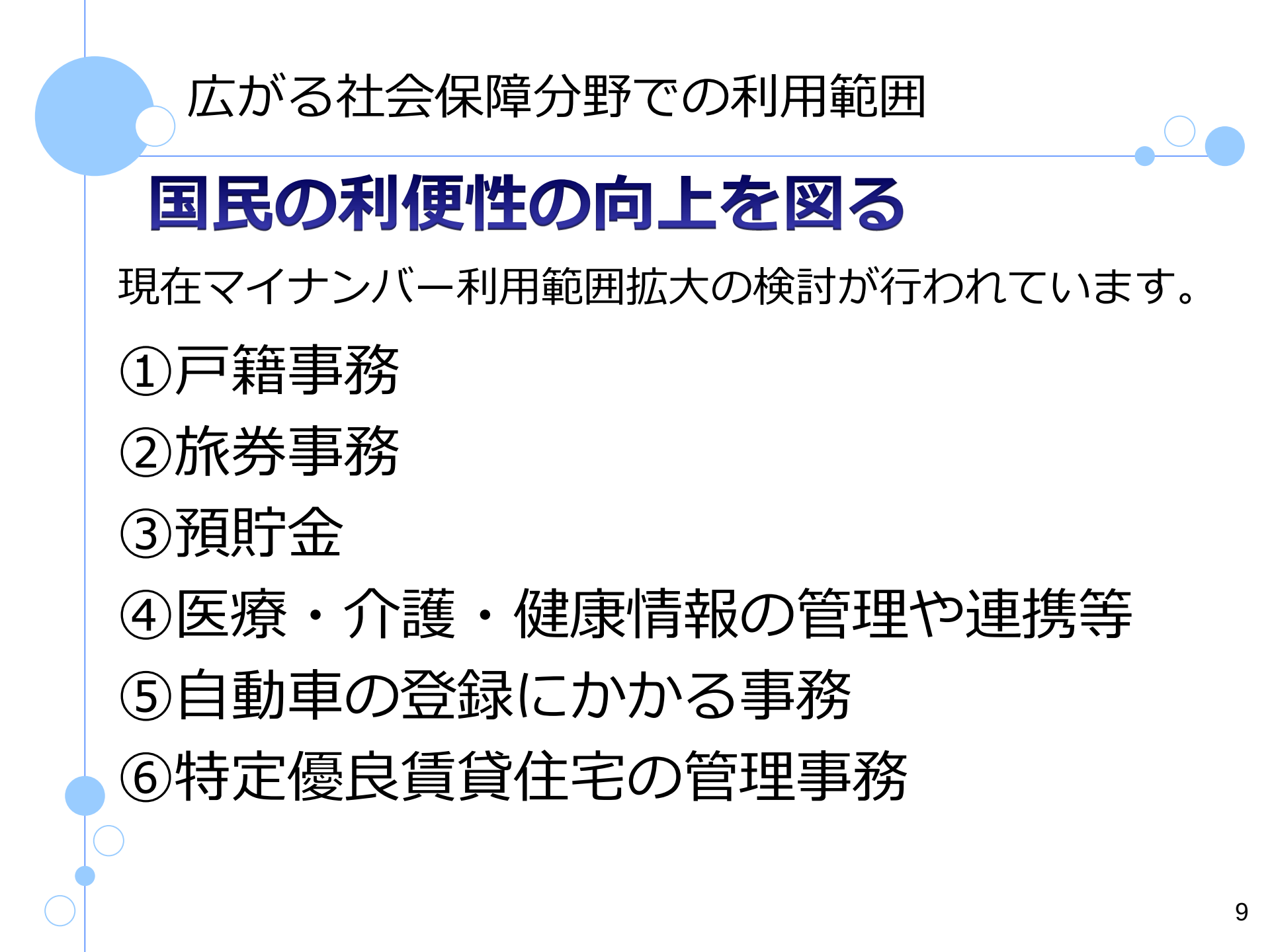
- 個人情報は一元管理ではなく分散管理
- 情報のやりとりはマイナンバーを直接使わず暗号化
- アクセスの厳格な制御を実施

マイナンバーの主な利用範囲

⇒社会保障、税、防災分野等の事務で利用

社会保障分野	年金分野	⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒<u>医療保険等の保険料の徴収等における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>
	防災分野	⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。</u>

『内閣府大臣官房番号制度担当室』作成資料より



広がる社会保障分野での利用範囲

国民の利便性の向上を図る

現在マイナンバー利用範囲拡大の検討が行われています。

- ①戸籍事務
- ②旅券事務
- ③預貯金
- ④医療・介護・健康情報の管理や連携等
- ⑤自動車の登録にかかる事務
- ⑥特定優良賃貸住宅の管理事務

マイナンバー制度の導入スケジュール

1月 各省庁間
ネットワーク
開通

7月 地方公共団体
ネットワーク
開通

平成27年

平成28年

平成29年

平成30年

10月～
通知カード

「**個人番号カード**」申請及び交付開始

マイナンバーの利用開始

税分野

災害対策分野

労働保険分野(労災/雇用保険)

社会保障分野(国民健康保険)

→ 社会保障分野(健保/年金)

※企業年金では当面使用しない

マイナンバー
収集開始

情報提供ネットワークシステム運用開始

マイナポータル運用開始

「通知カード」とは？

■平成27年10月以降、各市区町村から住民票住所に郵送
(簡易書留)で届く紙製のカード。

このカードにマイナンバー（個人番号）が記載されます。

通知カード

個人番号 ○○○・○○・○○○

生年月日 ○年○月○日

性別 女

氏 名 番号持主

住 所 △県○市○町1-1-1

(案)

○個人番号を券面に記載

○顔写真なし

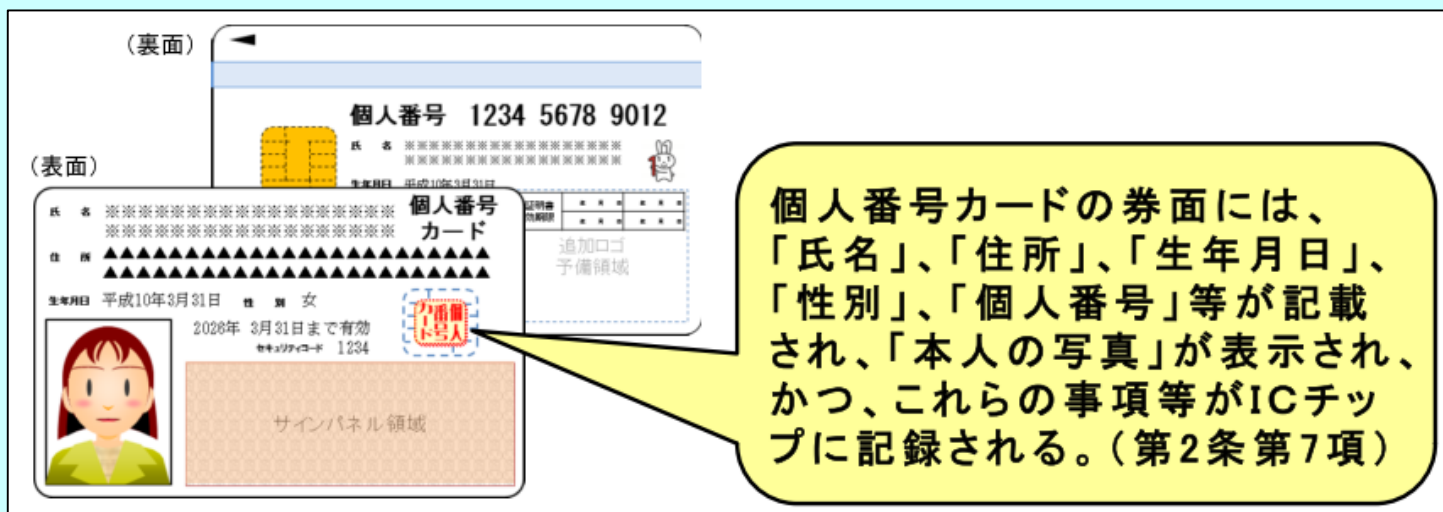
○原則として生涯同じ番号を使い、自由に変更することはできない。

ただし、情報漏えいによる不正利用があると認められる時には本人の申請または市区町村長の職権により変更することができる。

『内閣府大臣官房番号制度担当室』作成資料より

「個人番号カード」とは？

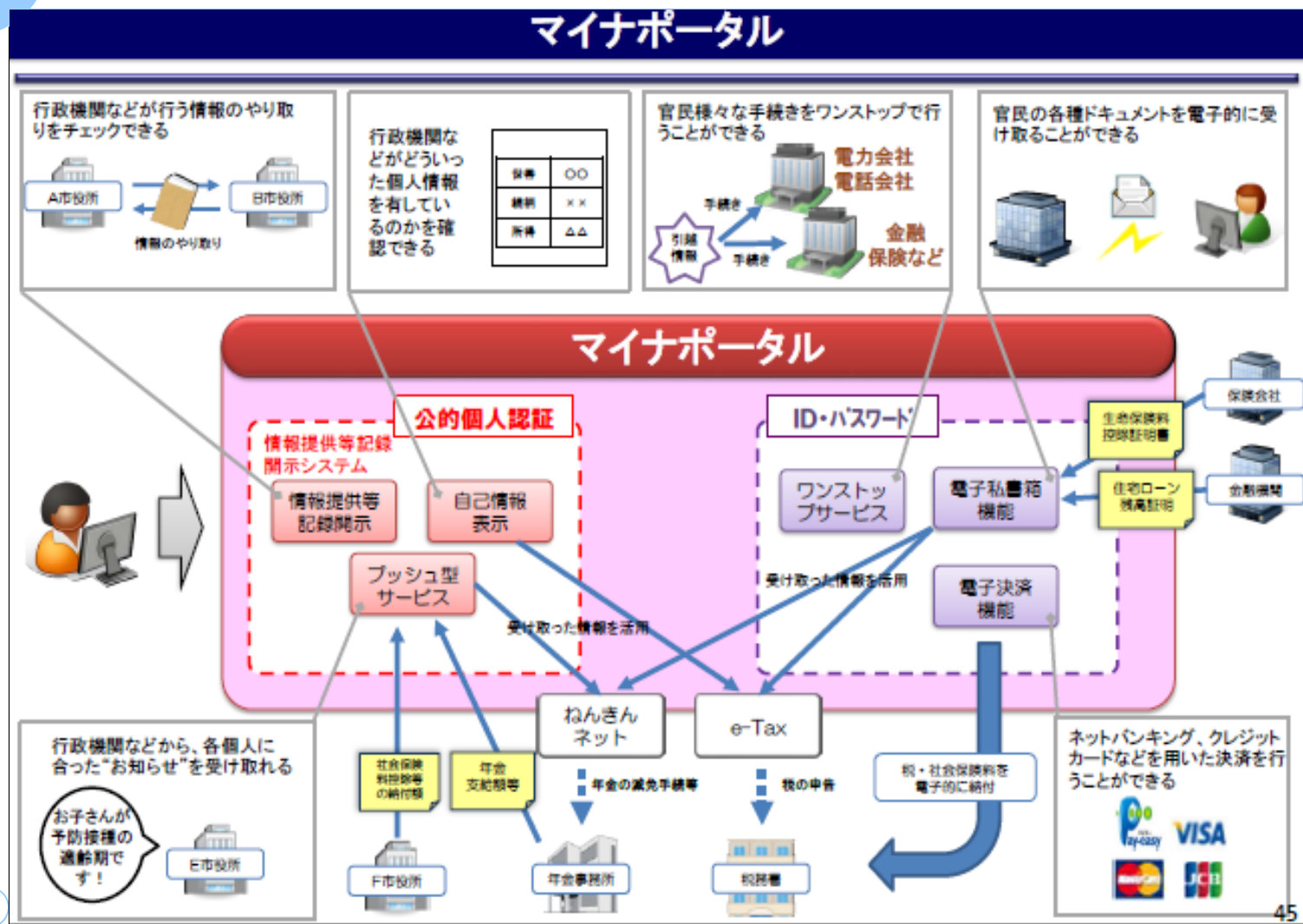
■平成28年1月以降、**本人が申請することにより**市区村長が**個人番号カード**を交付します。表面は一般的身分証明書として使用可。



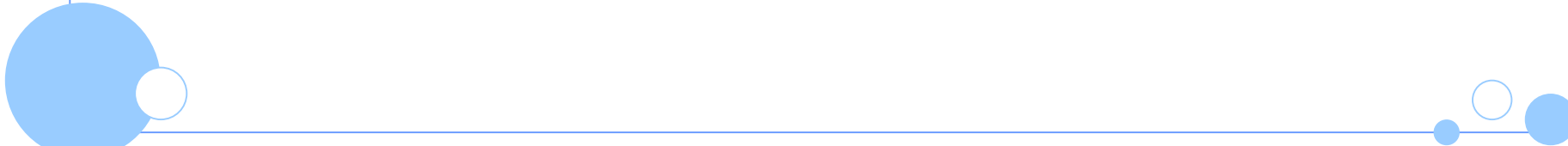
『内閣府大臣官房番号制度担当室』作成資料より

- 申請は郵送にて受付可能(手数料：無料)
原則として交付時は本人確認の為、交付窓口へ出向く必要がある。
- 有効期限:20歳未満5年／20歳以上10年
- ※このカードの交付を受けたら通知カードは返納する

情報提供等記録開示システムマイナポータル



『内閣府大臣官房番号制度担当室』作成資料より



マイナンバー制度に伴う 法人番号の導入

法人番号について①

■法人番号は数字のみで構成される**13桁の番号**で**商業登記法に基づく会社法人等番号(12桁)**の前に1桁の**検査用数字を加えた番号**で、個人番号同様平成27年10月以降書面で法人宛に通知されます。

- 法人番号は**一法人に対し一番号**のみ指定されます
 - ⇒支店や事業所等には法人番号は指定されません
 - ⇒個人事業主には指定されません

注意：番号通知は登記されている所在地へ

※所在地変更手続きが行われていない場合、変更前の所在地へ通知されますので、ご注意ください。

法人番号について②

■ 法人番号には、マイナンバー(個人番号)とは異なり利用範囲の制約がありません。インターネットを通じて以下の基本情報が公表される予定です。

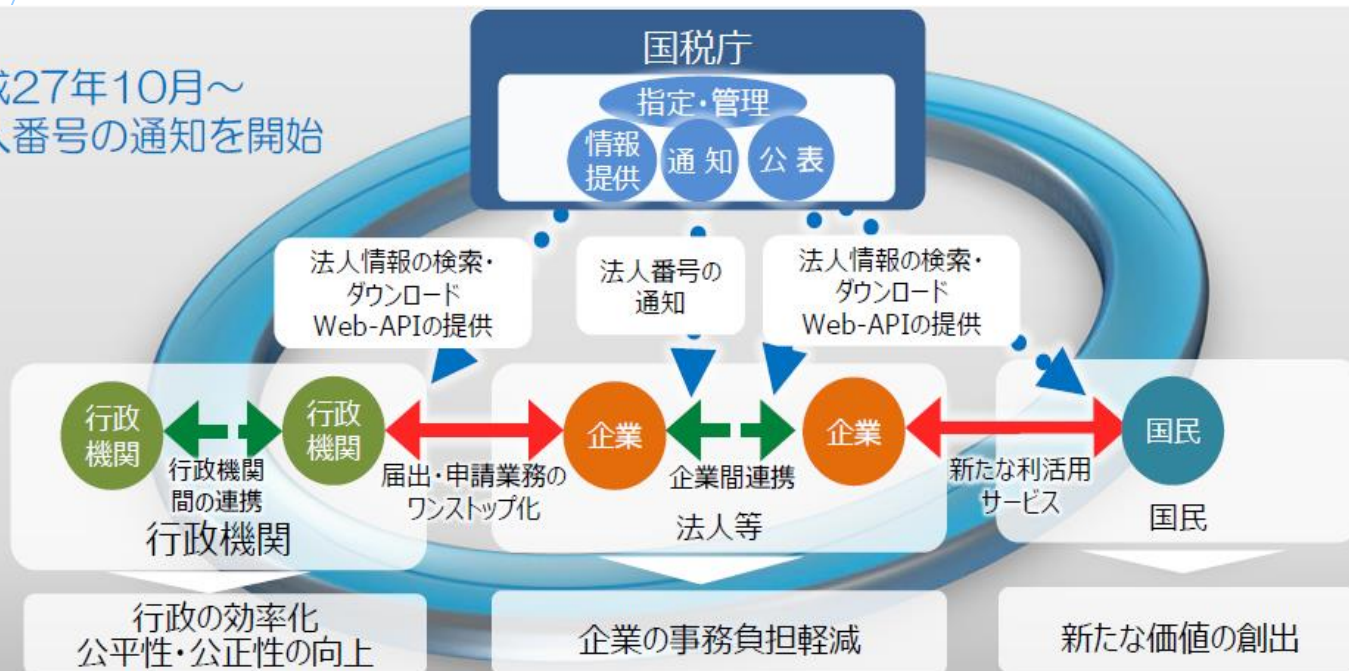
- ①商号又は名称
- ②本店又は主たる事務所の所在地
- ③法人番号
- ④変更履歴

■ 法人番号の利用は、平成28年1月以降、税分野の手続きにおいて行われます。

■ 既に今年の6月から日本年金機構では会社登記番号を収集することが始まっています。(算定基礎届・事業所変更届等)

法人ポータルイメージ

平成27年10月～
法人番号の通知を開始



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

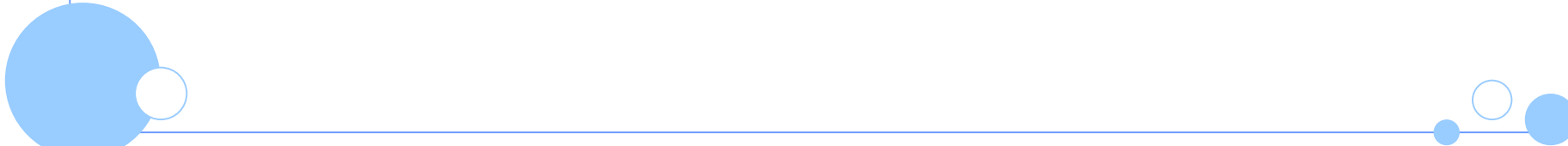
法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

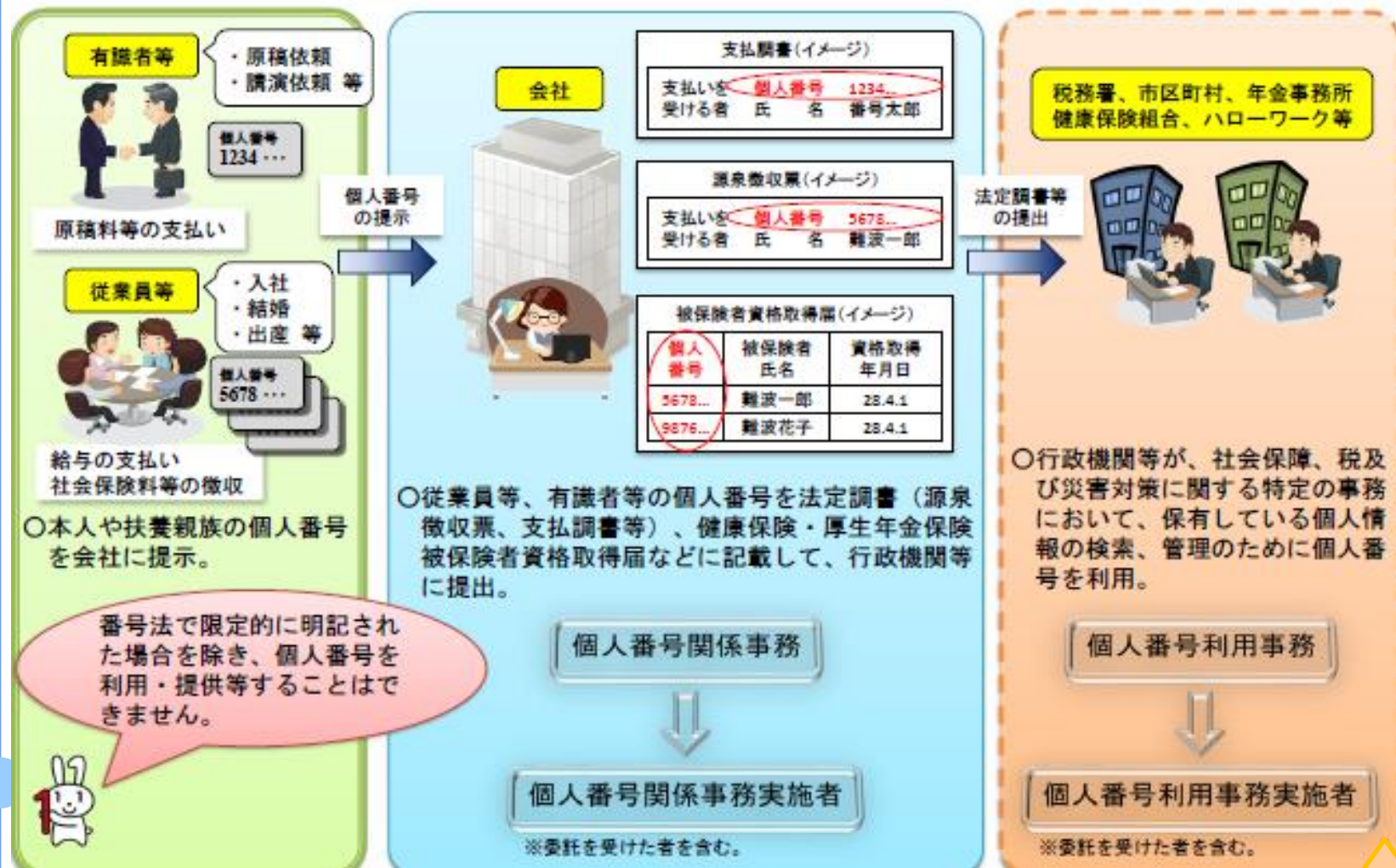
法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能



マイナンバー制度導入に伴う実務

事業者における個人番号との関わり(個人番号関係事務)



『特定個人情報保護委員会』作成資料より

平成28年から使用する源泉徴収票

別表第六(-)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票																
支払を受ける者	住所又は居所															
	氏 名		(役職名)		個 人 番 号											
種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額	所 得 控 除 の 合 計 額	源 泉 徴 収 税 額												
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の有無	控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額							
	有・無	特 定 老 人	人	人	人	人	人	人	人	人	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
控除対象配偶者	氏 名			個 人 番 号												
控除対象扶養親族	氏 名			個 人 番 号												
	氏 名			個 人 番 号												
	氏 名			個 人 番 号												
	氏 名			個 人 番 号												
	氏 名			個 人 番 号												
(摘要)																
支払者	住所(居所)又は所在地				個 人 番 号 又 は 法 人 番 号											
	氏 名 又 は 称		(電話)		法 人 番 号											

(用紙 日本工業規格 A5)

- 国税庁から税務署提出用源泉徴収票には支払者の法人番号を記載するが本人交付用には記載しないことが発表されました。
- 国税庁から5月15日に新書式が沢山公表されました。その際に今後次の書式が変更になることが発表されています。
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票
 - ・ 公的年金の源泉徴収票

『国税庁公表資料より』

平成28年から使用する扶養控除等申告書案

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	前年の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	生年月日	年 月 日	新・大 旧・中	扶 扶養控除等申告書
税務署長	前年の支払者の個人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの住所	あなたの性別		
市区町村長	前年の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号)				

あなたに99除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏 名 及 び 個 人 番 号	あなたの性別	生 年 月 日	前年所得控除額等 (平成27.12.31現在)	前年所得控除額等 (平成27.12.31現在)	住 所 又 は 居 所	平成28年中の所得の基礎額	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった場合に記載してください。)
主たる給与から控除を受ける	A 控除対象配偶者							
	B 控除対象扶養親族 (15歳以上) (平成27.12.31現在)	1						
		2						
		3						
		4						
C 障害者、高齢、寡夫又は勤労学生等の控除を受ける者 (平成27.12.31現在)	1 障害者	2 高齢	3 寡夫	4 勤労学生	左 記 の 内 容			異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった場合に記載してください。)
	5 障害者	6 高齢	7 寡夫	8 勤労学生	この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載についてのご注意」の(6)をお読みください。			

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏 名	あなたの性別	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	異動月日及び事由	控 除 を 受 け る 他 の 所 得 者	氏 名	あなたの性別	住 所 又 は 居 所

○住民税に関する事項

E 住民税に関する事項 (15歳未満の扶養親族 (平成27.12.31現在))	氏 名	個 人 番 号	あなたの性別	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	平成28年中の所得の基礎額	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった場合に記載してください。)
1							
2							
3							

○「15歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

『国税庁公表資料より』

新しい発表が相次ぐ国税庁

- 国税庁から個人番号記載を3年間猶予する法定調書が発表になっています。

配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

配当等とみなす金額に関する支払調書

他、計20種類

- 【社会保障・税番号制度導入に伴う各種様式の変更点】という資料も公表されました。

今後国税庁からは更新情報が多く発表されると思われますので経理ご担当者様は国税庁HPを継続的にチェックしてください。

平成28年から使用する雇用保険新書式案

■ 様式第2号（第6条関係）（第1面）
雇用保険被保険者資格取得届

平成 年 月 日 0123456789

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別 1. 個人番号

13101

2. 被保険者番号

3. 取得区分

4. 被保険者氏名

フリガナ（カタカナ）

5. 変更後の氏名

フリガナ（カタカナ）

6. 性別

7. 生年月日

8. 事業所番号

9. 資格取得年月日

10. 被保険者となったことの原因

11. 賃金（支払の標準）賃金月額（単位千円）

12. 雇用形態

13. 職種

14. 取得時被保険者種類

15. 番号複数取得チェック不要

16. 契約期間の定め

17. 1週間の所定労働時間

18. 事業所名

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

住所

事業主氏名

電話番号

社会保険労務士記載欄

19. 国・地域

20. 在留期間

21. 資格外活動許可の有無

22. 派遣・請負労働者として主として16以外の事業所で就労する場合

23. 確認通知

■ 様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）
高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 1. 個人番号

12300

2. 被保険者番号

3. 資格取得年月日

4. 事業所番号

5. 給付金の種類

6. 支給対象年月その1

7. 6欄の支給対象年月に支払われた賃金額

8. 賃金の減額があった日数

9. みなし賃金額

10. 支給対象年月その2

11. 10欄の支給対象年月に支払われた賃金額

12. 賃金の減額があった日数

13. みなし賃金額

14. 支給対象年月その3

15. 14欄の支給対象年月に支払われた賃金額

16. 賃金の減額があった日数

17. みなし賃金額

18. 賃金月額（区分一日額又は総額）

19. 登録区分

20. 受給資格

21. 定年等修正賃金登録年月日

22. 支給資格確認年月日

23. 支給申請月

24. 次回（初回）支給申請年月日

25. 支払区分

26. 金融機関・店舗コード

27. 未支給区分

28. その他賃金に関する特記事項

29. 上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

30. 上記のとおり高齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高齢雇用継続給付の支給を申請します。

公共職業安定所長 殿

申請者氏名

私・貴希望金融機関指定届

金融機関コード

店舗コード

金融機関による確認印

私・貴希望金融機関

名称

本店

支店

銀行等

口座番号（普通）

ゆうちょ銀行

記号番号（総合）

金融機関へのお願い

金融機関コード及び店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合は除く。）

資格確認の可否

可・否

社会保険労務士記載欄

平成29年から使用する健康保険新書式案

健康保険 厚生年金保険	被保険者資格取得届 (案)	平成 年 月 日提出	厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	受付印
提出者記入欄	事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	日本年金機構 〒100-8701 社会保険労務士コード 社会保険労務士の提出代行書印	
被保険者1	① 被保険者番号 ② 氏名(氏) ③ 生年月日 ④ 取得区分 ⑤ 報酬月額 ⑥ 住所	⑦ 生年月日 ⑧ 取得区分 ⑨ 報酬月額 ⑩ 住所	⑪ 1. 第1(第1) 2. 第2(第2) 3. 第3(第3) 4. 第4(第4) 5. 第5(第5) 6. 第6(第6) 7. 第7(第7) 8. 第8(第8) 9. 第9(第9) 10. 第10(第10)	⑫ 1. 有 2. 有 3. 有 4. 有 5. 有 6. 有 7. 有 8. 有 9. 有 10. 有
被保険者2	① 被保険者番号 ② 氏名(氏) ③ 生年月日 ④ 取得区分 ⑤ 報酬月額 ⑥ 住所	⑦ 生年月日 ⑧ 取得区分 ⑨ 報酬月額 ⑩ 住所	⑪ 1. 第1(第1) 2. 第2(第2) 3. 第3(第3) 4. 第4(第4) 5. 第5(第5) 6. 第6(第6) 7. 第7(第7) 8. 第8(第8) 9. 第9(第9) 10. 第10(第10)	⑫ 1. 有 2. 有 3. 有 4. 有 5. 有 6. 有 7. 有 8. 有 9. 有 10. 有
被保険者3	① 被保険者番号 ② 氏名(氏) ③ 生年月日 ④ 取得区分 ⑤ 報酬月額 ⑥ 住所	⑦ 生年月日 ⑧ 取得区分 ⑨ 報酬月額 ⑩ 住所	⑪ 1. 第1(第1) 2. 第2(第2) 3. 第3(第3) 4. 第4(第4) 5. 第5(第5) 6. 第6(第6) 7. 第7(第7) 8. 第8(第8) 9. 第9(第9) 10. 第10(第10)	⑫ 1. 有 2. 有 3. 有 4. 有 5. 有 6. 有 7. 有 8. 有 9. 有 10. 有
被保険者4	① 被保険者番号 ② 氏名(氏) ③ 生年月日 ④ 取得区分 ⑤ 報酬月額 ⑥ 住所	⑦ 生年月日 ⑧ 取得区分 ⑨ 報酬月額 ⑩ 住所	⑪ 1. 第1(第1) 2. 第2(第2) 3. 第3(第3) 4. 第4(第4) 5. 第5(第5) 6. 第6(第6) 7. 第7(第7) 8. 第8(第8) 9. 第9(第9) 10. 第10(第10)	⑫ 1. 有 2. 有 3. 有 4. 有 5. 有 6. 有 7. 有 8. 有 9. 有 10. 有

健康保険 厚生年金保険	被保険者報酬月額算定基礎届 (案)	平成 年 月 日提出	厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届	受付印
提出者記入欄	事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	日本年金機構 〒100-8701 社会保険労務士コード 社会保険労務士の提出代行書印	
① 被保険者番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑤ 算定基礎
⑥ 1. 第1(第1) 2. 第2(第2) 3. 第3(第3) 4. 第4(第4) 5. 第5(第5) 6. 第6(第6) 7. 第7(第7) 8. 第8(第8) 9. 第9(第9) 10. 第10(第10)	⑦ 1. 第1(第1) 2. 第2(第2) 3. 第3(第3) 4. 第4(第4) 5. 第5(第5) 6. 第6(第6) 7. 第7(第7) 8. 第8(第8) 9. 第9(第9) 10. 第10(第10)	⑧ 1. 第1(第1) 2. 第2(第2) 3. 第3(第3) 4. 第4(第4) 5. 第5(第5) 6. 第6(第6) 7. 第7(第7) 8. 第8(第8) 9. 第9(第9) 10. 第10(第10)	⑨ 1. 第1(第1) 2. 第2(第2) 3. 第3(第3) 4. 第4(第4) 5. 第5(第5) 6. 第6(第6) 7. 第7(第7) 8. 第8(第8) 9. 第9(第9) 10. 第10(第10)	⑩ 1. 第1(第1) 2. 第2(第2) 3. 第3(第3) 4. 第4(第4) 5. 第5(第5) 6. 第6(第6) 7. 第7(第7) 8. 第8(第8) 9. 第9(第9) 10. 第10(第10)

雇用保険関係や社会保険手続の新帳票について

- マイナンバーの記載をしない(すなわち書式変更が無い)帳票類もあります。
- 原則として決定通知にはマイナンバーを載せないことが発表になっています。
- 今後もマイナンバー導入に向けて新たな動きがあることが予想されていますので、最新情報を収集して下さい。

人事労務手続きご担当者様はマイナンバーの記載が必要な書類の確認をしてください。

参考資料：社会保障・税番号制度の導入に向けて(社会保障分野)
厚生労働省版

マイナンバーを従業員から取得する際に重要なこと

①利用目的を特定して明示

利用目的以外で個人番号を取得することはできません。
利用目的はまとめて通知することも可能です。
後出し追加はNG.

②『番号確認』と『本人確認』が必要

原則的には下記のいずれかの方法で厳格に確認します。

- ・ 個人番号カード（番号確認と本人確認）
- ・ 通知カード（番号確認）と運転免許証（本人確認）
- ・ 住民票の写し（番号確認）と運転免許証（本人確認）

※雇用関係にあることなどから、本人に相違がないことが明らかに判断できる場合は、本人確認は不要とすることが認められています。

※国税庁から【国税分野における様々な本人確認方法】が告示されました。

※マイナンバーが変更されたときは速やかに会社に申し出るよう事前周知が必要です。

困った時は・・・

➤ マイナンバーの提供を拒む従業員への対応

① まず対象従業員へマイナンバー提供の説得をする



それでも拒む場合は…

② 会社としてその従業員に対しどのように説得を試みたのか記録を取っておく

➤ 顔写真付き身分証明書の無い従業員への対応

① 公的証明書2種類を提出させる



それすらない場合は…

② 【自身の個人番号に相違ない旨の申立書】を書かせる

※扶養控除等申告書の提出等の場合の2回目以降の番号確認は、個人番号カード等の提示を受けることが困難であれば、初回の本人確認にて取得した記録との照合による方法も認められています。

従業員の扶養家族のマイナンバーを確認する方法

扶養控除申告書による確認（年末調整等）

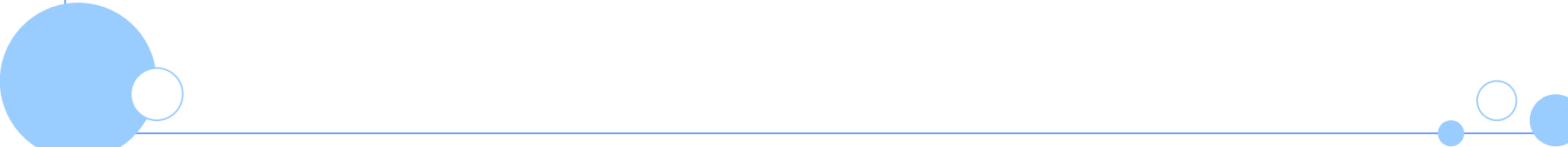
従業員が、事業主に対して扶養家族のマイナンバーの提供を行わなければなりません。

従業員が扶養家族の「番号」と「本人確認」照合をする必要がある為、事業主が直接、扶養家族の照合を行う必要はありません。

★国民年金第3号被保険者の届け出等＝委任状

従業員の配偶者本人が事業主に対して届け出を行う必要がある為、事業主が当該配偶者の本人確認を行う必要があります。

通常は従業員が配偶者に代わって事業主に届け出をしますので、事業主は代理人(従業員)からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認を行う必要があります。



特定個人情報保護委員会作成による

特定個人情報の適正な取り扱いに 関するガイドライン（事業者編）

特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン (事業者編)

マイナンバーには利用、提供、収集の制限がある

利用制限：税・社会保障・災害対策に関する事務

提供制限：法律で限定明記された場合を除き他人から
マイナンバーの提供を求めてはならず、また
特定個人情報を提供してはならない。

収集制限：法律で限定明記された場合を除き特定個人情報を
収集してはならない。

↓
範囲外の利用で個人番号を出力しない。
(マスキング処理・アクセス制御等)

マイナンバーの保管や破棄にも制限がある。

全ての個人番号関係事務に必要が無くなった時点(※)で
すみやかに削除又は破棄すること



削除した記録を残す必要がある。

※一定期間保存が義務付けられているものについては、当該保存期間経過後に

特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン (事業者編)

事業者は特定個人情報の漏えい・滅失等を防止するために安全管理措置を講ずる必要がある。

基本方針や取扱い規程の策定を

組織的安全管理措置: 担当者を明確に

人的安全管理措置 : 従業員の管理監督・教育

物理的安全管理措置: 特定個人情報等の漏えい・盗難を防ぐ措置

技術的安全管理措置: アクセス制御やウィルス対策

特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン (事業者編)

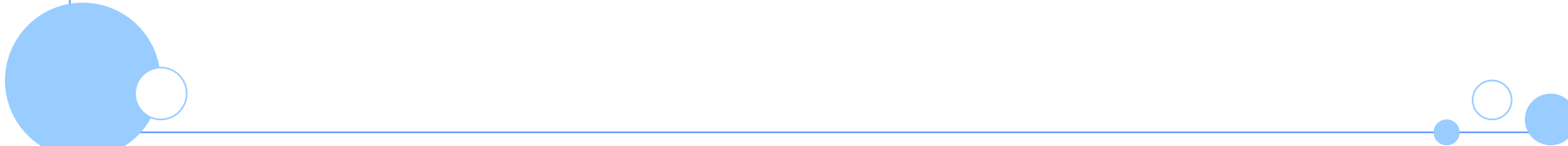
マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先 にも安全管理措置が必要＝委託先への監督が必要

委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるように、委託者は必要かつ適正な監督を行わなければならない。

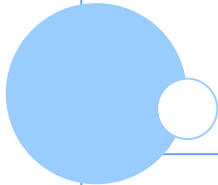


委託先の特定個人情報取り扱い状況を把握し、委託先の設備や技術水準、従業員の監督・教育状況等を確認する必要がある。

安全管理措置にかかる委託者と委託先の合意を取っておく。
(契約の締結、誓約書、合意書等)



さあ準備を始めましょう



何を準備すべきか

■ 準備事項 **ステップ 1**

- ① 個人番号関係事務担当者(経理・人事等)の確定と
各担当者のマイナンバーに関する知識や情報の共有
- ② 担当者による帳票類・手続の洗い出し
- ③ どのようにして個人番号と本人確認を取得するか検討
- ④ 運用をどのようにしていくか検討



何を準備すべきか

■ 準備事項 ステップ2

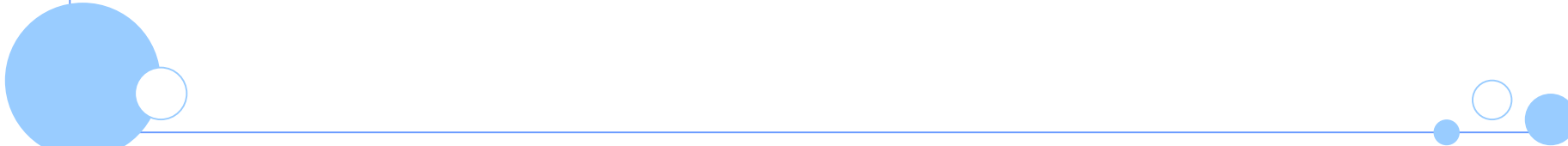
- ① システム対応、経理・人事ソフトの検討
- ② セキュリティ対策検討
- ③ 現状の個人情報を書かれた書類の保存対策→今後の対策
- ④ 具体的安全管理措置の検討
- ⑤ 定期的な実務担当者の事前勉強会、継続的教育
- ⑥ 一般従業員に対するマイナンバー勉強会



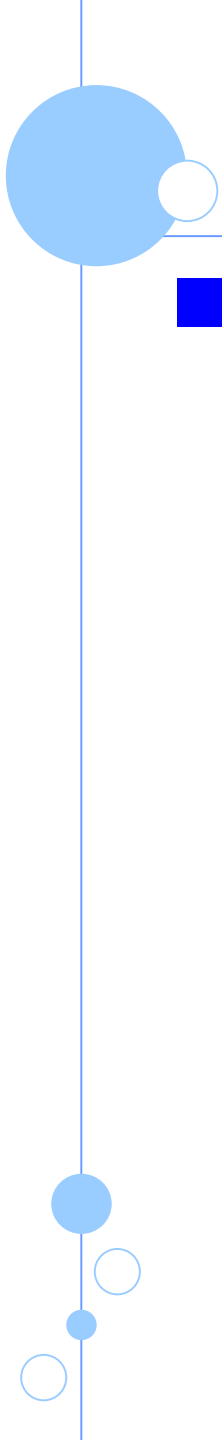
何を準備すべきか

■ 準備事項 **ステップ3**

- ①特定個人情報の使用目的(社内・社外)の明確化・
基本方針・情報管理規程の策定
- ②就業規則の整備、人事労務関連書類の確認
- ③マイナンバーに係る会社としての対応の記録保存
- ④業務委託先との安全管理措置にかかる合意や契約の締結



基本方針策定と 具体的安全管理措置の検討



基本方針の策定

■ 基本方針に定めておく事項

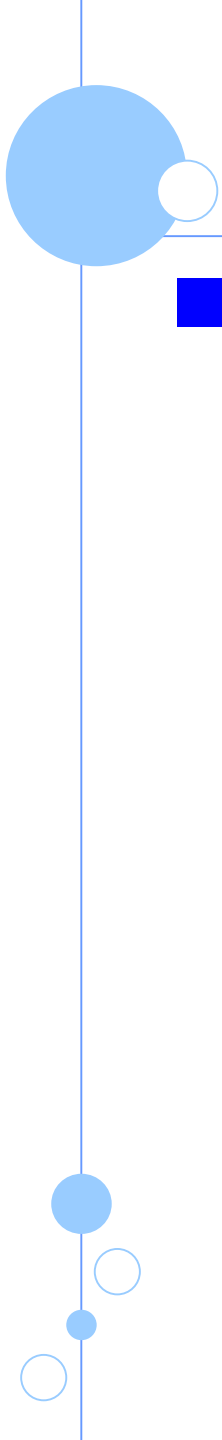
- ① 事業者の名称
- ② 関連法規やガイドラインの遵守
- ③ 安全管理措置に関する事項
- ④ 特定個人情報に関する苦情処理窓口

取扱規程等の策定

■ 取扱規程に定めておく事項

事務処理の各段階ごとに取り扱い方法、責任者、事務処理担当者及びその任務等について定め、各段階での**安全管理措置**を織り込んで策定する。

- ①取得する段階
- ②利用する段階
- ③保存する段階
- ④提供を行う段階
- ⑤削除・破棄を行う段階



取扱規程等の策定

■ 安全管理措置の検討

- ① 組織的安全管理措置
- ② 人的安全管理措置
- ③ 物理的安全管理措置
- ④ 技術的安全管理措置

取扱規程等の策定

■ 組織的安全管理措置

- ① 特定個人情報取扱事務責任者や担当者の責任や役割担当範囲の明確化
- ② 情報漏えい発生等への対応(報告連絡体制)の明確化
- ③ 運用や取扱状況を確認するための記録の保存
- ④ 定期的に取り扱い状況を把握し、安全管理措置の見直し及び改善に取り込む

■ 人的安全管理措置

- ① 実務担当者への監督及び教育

取扱規程等の策定

■ 物理的安全管理措置

- ① 特定個人情報を取り扱う区域の明確化
- ② 機器等盗難防止の措置
- ③ 電子媒体持ち出し時の漏えい防止措置
- ④ 個人番号削除・破棄(電子媒体破棄も含む) ルール

■ 技術的安全管理措置

- ① アクセスの制御(特定個人情報等取扱機器の特定等)
- ② 外部からの不正アクセス防止措置
- ③ 外部への特定個人情報の送信時等の情報漏えい防止措置

マイナンバー制度における罰則

- 目的外利用の禁止
- 提供の求めの制限
- 本人確認の措置
- 情報の安全管理

両罰規定

懲役4年以下

または

**200万円以下
の
罰金**

その他にも会社の信用を失ったり
民事訴訟の可能性もあります

参考資料

- ・ 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）：特定個人情報保護委員会編
- ・ 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A：特定個人情報保護委員会編
- ・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【逐条解説】：内閣府大臣官房番号制度担当室編
- ・ マイナンバー(社会保障・税番号制度)民間事業者の対応：内閣官房・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省編
- ・ 国税分野における番号法に基づく本人確認方法【事業者向け】：国税庁
- ・ 国税分野における社会保障・番号制度導入に伴う各種様式の変更点：国税庁
- ・ 社会保障・税番号制度の導入に向けて(社会保障分野)～事業主の皆様へ：厚生労働省

内閣官房 社会保障・番号制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー制度コールセンター 9:30~17:30 (土日祝除く)

0570-20-0178 日本語

0570-20-0291 英語・韓国語・中国語・スペイン語・ポルトガル語

マイナンバー公式twitter(内閣官房社会保障改革担当室番号制度)

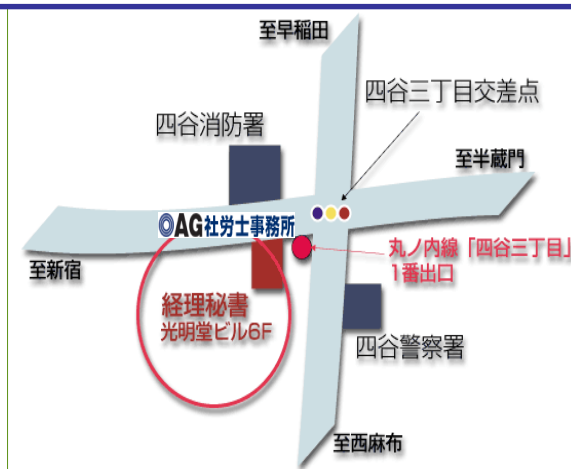
https://twitter.com/MyNumber_PR

国税庁 社会保障・税番号制度

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

厚生労働省 社会保障税番号制度 (社会保障分野)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>



※四谷三丁目1番出口から徒歩30秒です。

AG 社労士事務所

新宿区四谷3-9光明堂ビル6F

TEL03-3225-6200

直通03-3225-6207

FAX03-3225-6605

お問い合わせはこちらまで。

info@keirihisyo.com